

昭和二十五年法律第二百五十一号

植物防疫法

目次

第一回 総則（第一条～第五条）
第二回 國際植物検疫（第五条の二～第十一 条）
第三回 国内植物検疫（第十二条～第十六条の 五）
第四回 侵入調査（第十六条の六～第十六 条の八）
第五回 緊急防除（第十七条～第二十一条）
第六回 指定有害動植物の防除（第二十二条～ 第二十八条）
第七回 雜則（第三十五条～第三十八条の二）
第八回 罰則（第三十九条～第四十五条）
附則 第一章 総則

（法律の目的）
第一条 この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物の発生を予防し、これを駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。（定義）
第二条 この法律で「植物」とは、頸花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物（その部分、種子及び細菌並びに寄生植物及び草（その部分、種子及び果実を含む。）並びにウイルスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。この法律で「有害動物」とは、昆虫、だいに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用な植物を害するものをいう。
第三条 この法律により農林水産大臣の登録を受けた者をいう。（植物防疫官及び植物防疫員）
第四条 この法律に規定する検疫又は防除に従事するため、農林水産省に植物防疫官を置く。植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を補助するため、農林水産省に植物防疫員を置くことができる。

（検疫有害動植物）
第二回 國際植物検疫

（検疫有害動植物）
第三回 国内植物検疫（第十二条～第十六条の 五）

（検疫有害動植物）
第四回 侵入調査（第十六条の六～第十六 条の八）

（検疫有害動植物）
第五回 緊急防除（第十七条～第二十一条）

（検疫有害動植物）
第六回 指定有害動植物の防除（第二十二条～ 第二十八条）

（検疫有害動植物）
第七回 雜則（第三十五条～第三十八条の二）

（検疫有害動植物）
第八回 罰則（第三十九条～第四十五条）

（検疫有害動植物）
附則 第一章 総則

3 植物防疫員は、非常勤とする。
(植物防疫官の権限)

4 植物防疫官は、有害動物若しくは有害植物であることの疑いのある動植物（以下この項において「疑いのある動植物」という。）又は有害動物若しくは有害植物が付着しているおそれがある植物、土若しくは農機具その他の農林水産省令で定める物品（以下「指定物品」という。）若しくはこれらの容器包装があると認められるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶、車両又は航空機に立ち入り、当該疑いのある動植物並びに当該植物、土及び指定物品並びにこれらの容器包装等を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該疑いのある動植物若しくは当該植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装を無償で集取ることができる。

2 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認めた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、当該有害動物若しくは有害植物を所有し、若しくは管理する者に対する対し、その廃棄を命じ、又は当該植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶、車両若しくは航空機を所有し、若しくは管理する者に対する消毒を命ずることができる。

3 前項の場合には、第二十条第一項の規定を準用する。

4 第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 証票（証票の携帯及び服装）

6 第一項本文又は第二項の農林水産省令を定める場合には、前条第二項の規定を準用する。

7 第一項の規定による輸入禁止品（輸入の禁止）

8 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

9 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

10 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

11 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

12 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

13 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

14 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

15 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

16 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

17 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

18 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

19 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

20 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

21 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

22 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

23 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

24 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

25 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

26 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

27 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

28 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

29 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

30 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

31 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

32 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

33 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

34 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

35 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

36 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

37 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

38 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

39 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

40 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

41 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

42 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

43 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

44 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

45 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

46 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

47 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

48 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

49 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

50 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

51 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

52 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

53 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

54 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

55 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

56 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

57 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

58 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

59 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

60 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

61 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

62 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

63 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

64 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

65 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

66 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

67 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

68 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

69 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

70 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

71 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

72 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

73 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

74 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

75 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

76 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

77 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

78 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

79 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

80 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

81 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

82 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

83 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

84 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

85 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

86 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

87 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

88 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

89 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

90 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

91 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

92 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

93 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

94 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

95 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

96 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

97 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

98 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

99 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

100 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

101 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

102 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

103 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

104 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

105 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

106 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

107 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

108 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

109 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

110 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

111 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

112 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

113 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

114 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

115 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

116 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

117 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

118 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

119 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

120 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

121 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

122 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

123 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

124 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

125 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

126 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

127 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

128 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

129 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

130 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

131 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

132 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

133 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

134 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

135 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

136 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

137 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

138 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

139 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

140 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

141 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

142 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

143 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

144 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

145 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

146 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

147 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

148 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

149 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

150 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

151 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

152 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

153 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

154 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

155 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

156 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

157 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

158 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

159 第一項本文又は第二項の規定を準用する。

- 4 第一項ただし書の許可を受けた場合には、同項ただし書の許可を受けたことを証する書面を添付して輸入しなければならない。
- 5 第一項ただし書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を付することができる。
- 6 農林水産大臣は、第一項ただし書の許可に係る第三項の施設が同項の技術上の基準に適合しない場合に、輸入禁止品の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 7 第一項第一号の農林水産省令を定める場合は、第五条の二第二項の規定を準用する。
- (輸入植物等の検査)

第八条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出、その植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれららの容器包装につき、原状のままで、植物防疫官から、第六条第一項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検疫有害動植物(農林水産大臣が指定する検疫有害動植物を除く。第七項及び次条において同じ。)があるかどうかについての検査を受けなければならぬ。ただし、第三項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による検査は、第六条第三項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行う。ただし、特別の事由があるときは、農林水産大臣が定める基準に適合するその他の場所のうち植物防疫官が指定する場所で行うことができる。

3 植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物又は検疫指定物品及びこれららの容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先立つて検査を行うことができる。

4 日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。

5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同一項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行

う。この場合において、検査のため必要があるときは、日本郵便株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。

2 前項の規定による検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物であつて植物又は検疫指定物品を包有しているものを受け取つた者は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を植物防疫官に届け出、植物防疫官の検査を受けなければならぬ。

3 第一項第一号の農林水産省令を定める場合は、第五条の二第二項の規定を準用する。

(輸入植物等の検査)

第八条 植物防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗つてきた者に対して、その携帯品(第一項又は第三項の規定による検査を受けた物を除く。)のうちに植物、検疫指定物品又は輸入禁止品が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、栽培地で検査を行い、又は自ら隔離栽培を実施することができる。

2 前項の規定による検査の結果、当該植物又は

3 第一項第一号の農林水産省令で定めるところにより、当該輸入禁止品について前項第

二号の許可を受けることができない。

4 第七条第一項の規定に違反せず、輸入禁止品に該当せず、かつ、これらに検疫有害動植物がないと認めたときは、植物防疫官は、検査に合格した旨の証明をしなければならない。

5 第三項第二号の許可には、第七条第二項、第

三項、第五項及び第六項の規定を準用する。こ

の場合において、同条第三項中「輸入後」とあるのは「譲渡し後」と、同条第五項中「輸入の

方法、輸入後の管理方法」とあるのは「譲渡し

後の管理方法」と読み替えるものとする。

(輸出植物等の検査)

第九条 前条の規定による検査の結果、検疫有害動植物があつた場合は、植物防疫官は、その植

物若しくは検疫指定物品及びこれららの容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれらを所有

し、若しくは管理する者に対して植物防疫官の

立会いの下にこれらを消毒し、若しくは廃棄す

べきことを命じなければならない。

2 植物防疫官は、第六条第一項から第五項まで

若しくは前条第一項若しくは第六項の規定に違

反して輸入された植物若しくは検疫指定物品及

びこれららの容器包装を消毒し、若しくは廃棄

し、又はこれらを所持している者に対する植物

防疫官の立会いの下にこれらを消毒し、若しく

は廃棄すべきことを命ずることができる。同条

第七項の規定による隔離栽培の命令の違反があ

つた場合において、その違反に係る植物につい

てもまた同様とする。

2 前項の規定による検査は、植物防疫所で行

う。ただし、植物防疫官が必要と認めるとき

は、当該植物又は物品の所在地において行うこ

とができる。

3 植物防疫官は、第一項の規定による検査の結

果、その植物又は物品及びこれららの容器包装が

当該輸入国的要求の全てに適合していると認め

るときは、植物検疫証明書を交付しなければな

らない。

(登録の基準)

第十条の四 農林水産大臣は、第十条の二の規定

により登録を申請した者が次に掲げる要件の全

てに適合しているときは、その登録をしなけれ

ばならない。この場合において、登録に関する

必要な手続は、農林水産省令で定める。

2 登録に係る検査(以下この章(第十一条第

一項を除く。)において単に「検査」という

。)を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが検査を行うこと。

二 農林水産省令で定める技術上の基準に適合している機械器具その他の設備を用いて検査を行ふものであること。

三 検査の業務(以下「検査業務」という。)の公正な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合する体制が整備されていること。

登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

第一 登録年月日及び登録番号

第二 登録検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第三 登録検査機関が行う検査の区分

第四 登録検査機関の主たる事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

六 農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

(登録の更新)

第十一条の五 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

三 農林水産大臣は、第一項の規定により登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(変更登録)

第十二条の六 登録検査機関は、第十条の四第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。

一 前項の変更登録(以下この条及び第十条の十第五項第五号において単に「変更登録」という。)を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に変更登録の申請をしなければならない。

三 第十条の三及び第十条の四の規定は、変更登録について準用する。

(検査の義務)

第十一条の七 登録検査機関は、検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該検査を行わなければならぬ。

(登録検査機関の業務)

第十一条の八 登録検査機関は、第十条の四第二項第二号のいすれかに該当するに至つたときは、その登録検査機関の業務を行わなければならぬ。

(登録事項の変更の届出)

第十一条の九 登録検査機関は、検査業務に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を定め、検査業務の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、変更しよとする日の二週間前までに、農林水産大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第十一条の十 登録検査機関は、農林水産大臣の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(業務の休廃止)

第十一条の十一 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に変更登録の申請をしなければならない。

二 第十条の三及び第十条の四の規定は、変更登録について準用する。

(登録の取消し等)

第十一条の十二 登録検査機関(その者が法人である場合には、その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれらの者であつた者は、その検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

三 登録検査機関及びその職員で検査業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(密秘保持義務等)

第十一条の十三 農林水産大臣は、登録検査機関が第十条の四第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録検査機関に対し、当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものと認めると認めるときは、当該登録検査機関に対し、検査を実施すべきことは検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十一条の十四 農林水産大臣は、登録検査機関が第十条の七の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う検査が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、検査を実施すべきことは検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十一条の十五 農林水産大臣は、登録検査機関が第十一条第一項に規定する者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

(登録検査機関の業務)

第十一条の十六 登録検査機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録検査機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止)

第十一条の十七 登録検査機関以外の者は、その行う業務が検査に関するものであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

(登録検査機関に対する報告の徴収等)

第十一条の十八 農林水産大臣は、第十条から前条までの規定の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、当該登録検査機関の事務所、事業所その他検査業務を行う場所に立ち入り、検査業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させ、その登録を取り消さなければならない。

(登録の取消し等)

第十一条の十九 農林水産大臣は、かつ、農林水産省令で定める技術上の基準に適合する方法により検査を行わなければならない。

(登録検査機関の業務)

第十一条の二十 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(業務規程)

第十一条の二十一 登録検査機関は、第十条の八第一項、第十条の十一第一項、第十条の十一第二項、第十条の九第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで検査業務を実施したときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の二十二 登録検査機関(その者が法人である場合には、その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれらの者であつた者は、その検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(密秘保持義務等)

第十一条の二十三 農林水産大臣は、登録検査機関が第十条の四第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録検査機関に対し、当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものと認めると認めるときは、当該登録検査機関に対し、検査を実施すべきことは検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十一条の二十四 農林水産大臣は、登録検査機関が第十条の七の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う検査が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、検査を実施すべきことは検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十一条の二十五 農林水産大臣は、かつ、農林水産省令で定める技術上の基準に適合する方法により検査を行わなければならない。

(登録検査機関の業務)

第十一条の二十六 登録検査機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録検査機関に対する報告の徴収等)

第十一条の二十七 登録検査機関以外の者は、その行う業務が検査に関するものであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

(登録検査機関に対する報告の徴収等)

第十一条の二十八 農林水産大臣は、第十条から前条までの規定の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、当該登録検査機関の事務所、事業所その他検査業務を行う場所に立ち入り、検査業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させ、その登録を取り消さなければならない。

(登録の取消し等)

第十一条の二十九 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(業務規程)

第十一条の三十 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の三十一 農林水産大臣は、その者が法人である場合には、その役員。次項において同じ。

(密秘保持義務等)

第十一条の三十二 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の三十三 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の三十四 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の三十五 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の三十六 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の三十七 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の三十八 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の三十九 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の四十 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の四十一 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の四十二 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の四十三 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の四十四 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の四十五 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の四十六 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の四十七 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の四十八 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の四十九 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の五十 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の五十一 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の五十二 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の五十三 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の五十四 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の五十五 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の五十六 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の五十七 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の五十八 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の五十九 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の六十 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の六十一 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の六十二 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の六十三 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の六十四 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の六十五 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の六十六 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の六十七 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の六十八 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の六十九 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の七十 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の七十一 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の七十二 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の七十三 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(業務規程)

第十一条の七十四 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

(登録検査機関の業務)

第十一条の七十五 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、正規の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

2	前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
3	第四条第四項の規定は、第一項の規定による立入検査及び質問について準用する。 (委任規定)
2	前項の場合には、第五条の二第二項の規定を続及び方法並びに検査の結果行う処分の基準は、農林水産大臣が定めて公表する。
2	前項の場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。
3	第三章 国内植物検疫
4	(国内検疫)
5	第十二条 農林水産大臣は、新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物のまん延を防止するため、この章の規定により検査を実施するものとする。 (種苗の検査)
2	第十三条 農林水産大臣の指定する繁殖の用に供する植物(以下「指定種苗」という。)を生産する者(以下「種苗生産者」という。)は、毎年その生産する指定種苗について、その栽培地において栽培中に、植物防疫官の検査を受けなければならぬ。 植物防疫官は、前項の検査のみによつては有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達成することができないと認めるとときは、指定種苗の栽培前若しくは採取後ににおける検査をあわせて行うことができる。 植物防疫官は、第一項又は前項の規定による検査の結果、指定種苗に農林水産大臣の指定する有害動物及び有害植物がないと認めたときは、当該種苗生産者に対する有害動物及び有害植物がないと認めたときは、当該種苗を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。
4	指定種苗は、前項の合格証明書又は植物防疫官の発行するその謄本若しくは抄本を添付してあるものでなければ、譲渡し、譲渡を委託し、又は当該検査を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。
5	植物防疫官は、第一項又は第二項の規定による検査により、第三項の有害動物又は有害植物があると認めたときは、その検査を中止し、当該種苗生産者に対し、当該有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を認める事項を口頭又は文書により指示しなければならない。
2	第十四条 植物防疫官は、前条第四項の規定に違反して譲渡され、譲渡を委託され、又は移出された指定種苗を所持している者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。 (廃棄処分)
2	前項の規定を準用する。
2	第十五条 農林水産大臣は、第十三条第一項の規定により検査を受ける者から、検査の実費をこえない範囲内において農林水産省令で定める額の手数料を徴収することができる。 第十三条の規定は、第十三条第一項又は第二項の検査について準用する。 (手数料の徴収及び委任規定)
2	第十六条 次に掲げる指定種苗については、第十一条から前条までの規定は適用しない。 一 農林水産大臣の指定する地域で生産される指定種苗 二 都道府県又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が生産し、かつ、農林水産大臣の定める基準に従つて自ら検査する指定種苗 三 種苗生産者が同一都道府県の区域内で自ら繁殖の用に供するため生産する指定種苗 (植物等の移動の制限)
2	第十七条 農林水産省令で定める地域内にある植物又は指定物品で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を制限する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、植物防疫官が、その行う検査の結果有害動物又は有害植物が付着していないと認め、又は農林水産省令で定める基準に従つて消毒したと認める旨を示す表示を付したものでなければならない。 (侵入警戒有害動植物)
2	第十八条 この章で「侵入警戒有害動植物」ところにより、植物防疫官が、その行う検査の結果有害動物又は有害植物が付着していないと認め、又は農林水産省令で定める基準に従つて消毒したと認める旨を示す表示を付したものでなければならない。 (植物等の移動の禁止)
2	第十九条 農林水産省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、 一 内国に存在することが確認されておらず、かつ、国内への侵入を特に警戒する必要があるもの

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第四条第四項の規定は、第一項の規定による立入検査及び質問について準用する。

4 第十二条 この章に規定するものの外、検査の手続及び方法並びに検査の結果行う処分の基準は、農林水産大臣が定めて公表する。

5 第十三条 農林水産大臣が定め、検査の手続及び方法並びに検査の結果行う処分の基準は、農林水産大臣が定めて公表する。

6 前項の指示を受けた種苗生産者は、当該指示に従つて必要な駆除予防をした場合には、植物防疫官に対し、当該指定種苗について第一項又は第二項に規定する検査を継続すべきことを申請することができる。

7 第一条の指定をする場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

8 第十四条 植物防疫官は、前条第四項の規定に違反して譲渡され、譲渡を委託され、又は移出された指定種苗を所持している者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。

9 第十五条 植物防疫官は、前条第三項中「輸入禁止品」とあるのは「植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれら容器包装」の許可を受けた場合は、この限りでない。前項の農林水産省令を定める場合には第五条の二第二項の規定を、前項ただし書の場合には第七条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「輸入禁止品」とあるのは「植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれら容器包装」の手数料を徴収することができる。

10 第十六条 植物防疫官は、第十六条の二第一項又は前条第一項の規定に違反して植物、指定物品、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれら容器包装が移動されることを防止するため必要があると認めるときは、これらの物品を所有し、又は管理する者に対し、船舶、車両若しくは航空機にこれらの物品の積込み若しくは持込みをしないよう、又は船舶、車両若しくは航空機に積込み若しくは持込みをしたこれらの物品を取り卸すよう命ずることができる。

11 第十七条 新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合、又は有害動物若しくは有害植物により有用な植物の輸出が阻害されるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林水産大臣は、この章の規定により、防除を行ふものとする。ただし、森林病害虫等について、別に法律で定めるところにより防除が行われる場合は、この限りでない。

12 第十八条 農林水産大臣は、前項の規定による防除を行ふ区域及び期間は、その三十日前までに次の事項を告示しなければならない。
一 防除を行ふ区域及び期間
二 有害動物又は有害植物の種類
三 防除の内容
四 その他防除の実施に關し必要な事項

13 第十九条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による防除の対象となる有害動物又は有害植物のうち、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合、又は有用な植物の輸出を阻害するおそれがある場合において、次各号のいずれかに該当するものとして農林水産大臣が指定するものをいう。

14 第二十条 国内に存在することが確認されておらず、かつ、国内への侵入を特に警戒する必要があるもの

二 既に国内の一部の地域に存在しており、かつ、国内の他の地域への侵入を特に警戒する必要があるもの

三 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

四 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

五 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

六 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

七 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

八 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

九 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

十 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

十一 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

十二 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

十三 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

十四 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

十五 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

十六 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

十七 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

十八 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

十九 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

二十 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

二十一 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

二十二 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

二十三 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

二十四 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

二十五 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

二十六 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

二十七 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

二十八 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

二十九 防除の実施に關する基準(以下この条において「緊急防除実施基準」という。)

2	緊急防除実施基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
3	一 有害動物又は有害植物の種類 二 有害動物又は有害植物の発生状況に関する調査の方法
4	三 防除の内容 四 その他防除の実施に關し必要な事項
5	農林水産大臣は、緊急防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、有害動物又は有害植物の性質に關し専門の学識経験を有する者の意見を聽かなければならぬ。
4	農林水産大臣は、緊急防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
5	農林水産大臣は、緊急防除実施基準に従つて前条第一項の規定による防除を行うときは、同条第二項の規定にいかわらず、同項の期間を十日まで短縮することができる。 (防除の内容)

第十八条	農林水産大臣は、第十七条第一項の規定による防除を行うため必要な限度において、次に掲げる命令をすることができる。
一	有害動物又は有害植物が付着し、又は付着するおそれがある植物を栽培する者に対し、当該植物の栽培を制限し、又は禁止すること。
二	有害動物若しくは有害植物又はこれらが付着し、若しくは付着しているおそれがある植物、土、農機具若しくは運搬用具その他の物品若しくはこれらの容器包装の譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること。
三	有害動物若しくは有害植物又はこれらが付着し、若しくは付着しているおそれがある植物若しくは土若しくはこれらの容器包装を所持し、又は管理する者に対し、当該有害動物若しくは有害植物又は当該植物若しくは土若しくはこれららの容器包装の消毒、除去、廃棄その他の必要な措置を命ずること。
四	有害動物又は有害植物が付着し、又は付着しているおそれがある農機具、運搬用具その他物品又は倉庫その他の施設を所有し、又は管理する者に対し、その消毒その他の必要な措置を命ずること。
五	第十七条第一項の場合において、緊急に防除を行つ必要があるため同条第二項又は前条第五項の規定によらないときは、農林水産大臣は、その必要の限度において、第十七条第一項の場合において、緊急に防除を行つ必要があるため同条第二項又は前条第五項の規定によらないときは、農林水産大臣は、既に国内の一部に存在している有

6	前項の訴えにおいては、国を被告とする。 (報告義務)
7	都道府県知事は、新たに国内に侵入する。

第十九条	第十七条第一項の防除を行うため必要な限度において、前項の規定による防除を行つた場合には、協力指示書を交付しなければならない。 (損失の補償)
一	農林水産大臣は、緊急防除実施基準に従つて前条第一項の規定による防除を行うときは、同条第二項の規定にいかわらず、同項の期間を十日まで短縮することができる。
二	農林水産大臣は、第十七条第一項の規定による防除を行うため必要な限度において、次に掲げる命令をすることができる。
三	農林水産大臣は、緊急防除実施基準に従つて前条第一項の規定による防除を行つた場合には、協力指示書を交付しなければならない。
四	農林水産大臣は、緊急防除実施基準に従つて前条第一項の規定による防除を行つた場合には、協力指示書を交付しなければならない。

第二十条	国は、第十八条の処分により損失を受けた者に対し、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。 (前項の規定により補償を受けようとする者は、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。)
一	農林水産大臣は、前項の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。
二	農林水産大臣は、前項の規定により補償金額は、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。
三	農林水産大臣は、前項の規定により補償金額は、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。
四	農林水産大臣は、前項の規定により補償金額は、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。
五	農林水産大臣は、前項の規定による補償金額は、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。
六	農林水産大臣は、前項の規定による補償金額は、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。
七	農林水産大臣は、最新の科学的知見並びに指定有害動植物の我が国における発生の状況及び動向を踏まえ、少なくとも五年ごとに総合防除の内容に関する基本的な事項

第二十二条	都道府県知事は、総合防除基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。 (定義)
三	農林水産大臣は、総合防除基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
四	農林水産大臣は、総合防除基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
五	農林水産大臣は、総合防除基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
六	農林水産大臣は、総合防除基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

第二十三条	都道府県知事は、総合防除基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
-------	---

(国の発生予察事業)

第二十三条 農林水産大臣は、総合防除基本指針に基づき、発生予察事業(有害動物又は有害植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動物又は有害植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業)を行なう。以下同じ。)を行うものとする。

2 都道府県は、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、前項の規定による発生予察事業に協力しなければならない。

(異常発生時防除)

第二十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による発生予察事業の実施により得た資料に基づき、又はその他の事情に鑑み、指定有害動植物が異常な水準で発生したと認められる場合(以下この項において「異常発生時」という)であつて、その急激なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、関係都道府県知事に、総合防除基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して、当該指定有害動植物の異常発生時の防除に関する措置(以下「異常発生時防除」という)を行うよう指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示を受けたときは、総合防除基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して、速やかに、当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定めなければならない。

3 都道府県知事は、前項に規定する事項を定め、又はこれを変更したときは、速やかにこれを告示するとともに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第二十四条の二 都道府県知事は、第二十二条の規定により指定有害動植物について遵守事項を定めた場合において、当該指定有害動植物の防除が適正に行われることを確保するため必要があるときは、農業者に対し、当該遵守事項に即した防除を行うために必要な指導及び助言を行うものとする。

(勧告及び命令)

第二十四条の三 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、なお遵守事項に即した防除が行われないため、指定有

害動植物がまん延することにより農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認める場合(異常発生時防除に係る遵守事項に即した防除が行われない場合にあっては、指定有害動植物の急激なまん延を防止するために必要があると認められる場合)には、改善すべき事項を記載した文書により、当該農業者に対し、期限を定めて、遵守事項に即した防除を行なうべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わなければ、他の農林水産省令で定める方法により、当該農業者に対し、期限を定めて、遵守事項に即した防除を行なうべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わなければ、他の農林水産省令で定める方法により、その者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査等)

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他農林水産省令で定める方法により、その者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査等)

第二十四条の四 都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、農作物の栽培地に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、その職員は、あらかじめ、当該栽培地の占有者に通知しなければならない。

2 第十条の十八第二項の規定は、前項の規定により農作物の栽培地に立ち入ろうとする職員について準用する。

(薬剤及び防除用器具に関する補助)

第二十五条 国は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、第二十四条第三項の規定による告示で定められた異常発生時防除を行うべき区域及び期間において、総合防除計画に基づき防除を行つたものに対し、予算の範囲内において、防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。以下同じ。)及び噴霧機、散粉機、煙霧機その他の防除に必要な器具(以下「防除用器具」という。)の購入に要する費用の二分の一以内の補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付を受けようとする者は、農林水産大臣に対し、補助金交付申請書を農林水産省令で定める書類と共に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の提出書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

第二十六条 削除

(薬剤の譲り受け及び防除用器具の無償貸付)

第二十七条 国は、指定有害動植物の防除のため特に必要があるときは、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、第二十四条第三項の規定による告示で定められた異常発生時防除を行うべき区域及び期間において、総合防除計画に基づき防除を行おうとするものに対し、防除に必要な薬剤を譲り受け、若しくは時価より低い対価で譲渡し、又は防除用器具を無償で貸し付けることができる。

2 前項の規定による譲り受け、譲渡及び貸付に際する必要な事項は、農林水産大臣が定める。

(財務大臣)

3 農林水産大臣は、前項の場合には、財務大臣と協議しなければならない。

(立入調査等)

2 前項の規定による譲り受け、譲渡及び貸付に際する必要な事項は、農林水産大臣が定める。

(立入調査等)

第二十八条 何人も、自己又は他人のために財産上の不当の利益を図る目的をもつて、農作物についての指定有害動植物のまん延による広範囲の損害の発生に関して、風説を流布してはならない。

(第六章 都道府県の防疫)

第二十九条 有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に関する必要な措置をとることができるものである。

(都道府県の行う防疫)

2 前項の場合には、他の都道府県において生産された種苗その他の物の正当な流通を妨げないよう留意しなければならない。

(防除に関する勧告)

2 前項の場合は、農作物についての有害動物若しくは有害植物の防除(以下「防除」という。)が行われず、又は防除の方法が適当でないため、他の都道府県において生産損害が波及するおそれがあるときは、農林水産大臣は、当該都道府県に対し、防除に關し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(都道府県の発生予察事業)

第三十一条 都道府県は、指定有害動植物(第二十三条第一項の規定による発生予察事業の対象

となるものに限る。第三項において同じ。)以外の有害動物又は有害植物について、発生予察事業を行なうものとする。

2 都道府県知事は、農林水産大臣に対し、前項の規定による発生予察事業の内容及び結果を適時に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、農作物についての指定有害植物以外の有害動物又は有害植物による損害が都道府県の区域を超えて発生するおそれがある場合において、都道府県の発生予察事業の総合調整を図るために特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができる。

(病害虫防除所)

2 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、その職員をして都道府県の発生予察事業に協力させるものとする。

(病害虫防除所)

2 病害虫防除所は、第一項に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を行なう。

(病害虫防除所の位置、名称及び管轄区域は、条例で定める。)

3 都道府県は、病害虫防除所を設置しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

(病害虫防除所)

4 病害虫防除所は、第一項に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を行なう。

(植物の検疫に関する事務)

2 防除についての企画に関する事務

(防除に対する指導及び協力に関する事務)

3 市町村、農業者又はその組織する団体が行なう防除に対する指導及び協力に関する事務

(防除に必要な器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関する事務)

4 侵入調査事業に関する事務

(発生予察事業に関する事務)

5 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関する事務

(病害虫防除所は、前項に規定する事務を行なうため必要なものとして政令で定める基準に適合したものでなければならない。

6 病害虫防除所は、前項に規定する事務を行なうため必要なものとして政令で定める基準に適合したものでなければならない。

(病害虫防除所の事務に關し、必要

な事項を指示し、又は必要な報告を求めることができる。

この法律による病害虫防除所でないものは、その名称中に「病害虫防除所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(病害虫防除員) 都道府県は、防除のため必要があると認めるときは、侵入調査事業、発生予察事業その他防除に関する事務に従事させるため、条例で定める区域ごとに、非常勤の病害虫防除員を置く。

2 前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。

第三十四条 削除

第七章 雜則

(交付金)

第三十五条 国は、第十六条の七第二項の規定により侵入調査事業に協力するのに要する経費、第二十三条第二項の規定により同条第一項の規定による発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付する。

2 農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の農家数及び農地面積を基礎とし、各都道府県において植物の検疫、防除及び発生予察事業を緊急に行うことの必要性その他の侵入調査事業及び発生予察事業への協力並びに病害虫防除所の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

(不服申立て)

第三十六条 第九条第一項若しくは第二項、第十四条、第十六条の四又は第十六条の五の規定による命令については、審査請求をすることができるない。

2 第十条第一項若しくは第四項又は第十三条第二項の検査の結果に不服がある者は、検査を受けた日の翌日から起算して三月以内に、植物防疫官に対して再検査を申し立てることができない。

3 前項に規定する検査又は再検査の結果については、審査請求をすることができない。

(報告の徵取) 第三十七条 この法律中他の規定による場合の外、防除に関し特に必要があるときは、農林水产大臣は、地方公共団体、農業者又はその組織

する団体に対し、必要な報告を求めることができる。

(都道府県が処理する事務等)

第三十八条 第二十五条及び前条の規定により農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

第三十九条 都道府県は、防除のため必要があると認めるときは、侵入調査事業、発生予察事業その他防除に関する事務に従事させるため、条例で定める区域ごとに、非常勤の病害虫防除員を置く。

2 前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。

第三十四条 削除

第七章 雜則

(事務の区分)

第三十八条の二 第二十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八章 罰則

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項から第三項まで又は第七条第一項の規定に違反したとき。

二 第七条第五項(第九条第六項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。

四 第八条第一項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

三 第七条第六項(第九条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

五 第十条第一項の規定に違反し、又は同項の規定による検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

四 第八条第一項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

三 第七条第六項(第九条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

五 第十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第八条第一項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

三 第七条第六項(第九条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

五 第十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第八条第一項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

三 第七条第六項(第九条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

五 第十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

一 第八条第六項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

二 第八条第七項又は第十六条の四の規定によると命令に違反したとき。

三 第九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第十条の十五第五項の規定による命令に違反したとき。

五 第十六条の五の規定による命令に違反し、又は同条の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 第十八条第二項の規定による命令に違反し、又は同項の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

七 第二十八条の規定に違反したとき。

八 第十条の十二第二項の規定に違反して、その禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

九 第九条第一項から第三項まで又は第七条第一項の規定に違反したとき。

一 第七条第五項(第九条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

二 第七条第六項(第九条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

三 第七条第六項(第九条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

四 第十条第一項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

五 第十条第二項の規定による命令に違反したとき。

六 第十条第五項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

七 第十条第八項若しくは第十条第六項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

八 第十条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

九 第十条第十項の規定に違反して、許可を受けないで検査業務の全部を廃止したとき。

十 第十条の十六の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十一 第十条の十八第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定に違反したとき。

十二 第十六条の三第二項において準用する第七条第六項又は第十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

十三 第十六条の三第一項の規定に違反したとき。

十四 第十六条の三第二項において準用する第七条第五項の規定による許可の条件に違反したとき。

十五 第十条の十六の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定に違反したとき。

規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対する陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、同条の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十九条及び第四十条 五千万円以下の罰金刑

二 第四十二条 第十一条第一項及び前条 各本条の罰金刑

三 第四十四条 第二十四条の三第二項の規定による罰金刑

四 第四十五条 第十一条第一項の規定による罰金刑

五 第四十六条 第三十万円以下の過料

六 第四十七条 第三十万円以下の罰金

七 第四十八条 第三十万円以下の罰金

八 第四十九条 第二十万円以下の罰金

九 第五十一条 第一百万円以下の罰金

一 第五十二条 第三十万円以下の過料

二 第五十三条 第三十万円以下の罰金

三 第五十四条 第三十万円以下の罰金

四 第五十五条 第三十万円以下の罰金

五 第五十六条 第三十万円以下の罰金

六 第五十七条 第三十万円以下の罰金

七 第五十八条 第三十万円以下の罰金

八 第五十九条 第三十万円以下の罰金

九 第六十条 第三十万円以下の罰金

一 第六十二条 第三十万円以下の罰金

二 第六十三条 第三十万円以下の罰金

三 第六十四条 第三十万円以下の罰金

四 第六十五条 第三十万円以下の罰金

五 第六十六条 第三十万円以下の罰金

六 第六十七条 第三十万円以下の罰金

七 第六十八条 第三十万円以下の罰金

八 第六十九条 第三十万円以下の罰金

九 第七十条 第三十万円以下の罰金

一 第七十二条 第三十万円以下の罰金

二 第七十三条 第三十万円以下の罰金

三 第七十四条 第三十万円以下の罰金

四 第七十五条 第三十万円以下の罰金

五 第七十六条 第三十万円以下の罰金

六 第七十七条 第三十万円以下の罰金

七 第七十八条 第三十万円以下の罰金

八 第七十九条 第三十万円以下の罰金

九 第八十一条 第三十万円以下の罰金

一 第八十二条 第三十万円以下の罰金

二 第八十三条 第三十万円以下の罰金

三 第八十四条 第三十万円以下の罰金

四 第八十五条 第三十万円以下の罰金

五 第八十六条 第三十万円以下の罰金

六 第八十七条 第三十万円以下の罰金

七 第八十八条 第三十万円以下の罰金

八 第八十九条 第三十万円以下の罰金

九 第九十一条 第三十万円以下の罰金

一 第九十二条 第三十万円以下の罰金

二 第九十三条 第三十万円以下の罰金

三 第九十四条 第三十万円以下の罰金

四 第九十五条 第三十万円以下の罰金

五 第九十六条 第三十万円以下の罰金

六 第九十七条 第三十万円以下の罰金

七 第九十八条 第三十万円以下の罰金

八 第九十九条 第三十万円以下の罰金

九 第一百条 第三十万円以下の罰金

一 第一百零一条 第三十万円以下の罰金

二 第一百零二条 第三十万円以下の罰金

三 第一百零三条 第三十万円以下の罰金

四 第一百零四条 第三十万円以下の罰金

五 第一百零五条 第三十万円以下の罰金

六 第一百零六条 第三十万円以下の罰金

七 第一百零七条 第三十万円以下の罰金

八 第一百零八条 第三十万円以下の罰金

九 第一百零九条 第三十万円以下の罰金

一 第一百一十条 第三十万円以下の罰金

二 第一百一一条 第三十万円以下の罰金

三 第一百一十二条 第三十万円以下の罰金

四 第一百一十三条 第三十万円以下の罰金

五 第一百一十四条 第三十万円以下の罰金

六 第一百一十五条 第三十万円以下の罰金

七 第一百一十六条 第三十万円以下の罰金

八 第一百一十七条 第三十万円以下の罰金

九 第一百一十八条 第三十万円以下の罰金

一 第一百一十九条 第三十万円以下の罰金

二 第一百二十条 第三十万円以下の罰金

三 第一百二十二条 第三十万円以下の罰金

四 第一百二十三条 第三十万円以下の罰金

五 第一百二十四条 第三十万円以下の罰金

六 第一百二十五条 第三十万円以下の罰金

七 第一百二十六条 第三十万円以下の罰金

八 第一百二十七条 第三十万円以下の罰金

九 第一百二十八条 第三十万円以下の罰金

一 第一百二十九条 第三十万円以下の罰金

二 第一百三十条 第三十万円以下の罰金

三 第一百三十一条 第三十万円以下の罰金

四 第一百三十二条 第三十万円以下の罰金

五 第一百三十三条 第三十万円以下の罰金

六 第一百三十四条 第三十万円以下の罰金

七 第一百三十五条 第三十万円以下の罰金

八 第一百三十六条 第三十万円以下の罰金

九 第一百三十七条 第三十万円以下の罰金

一 第一百三十八条 第三十万円以下の罰金

二 第一百三十九条 第三十万円以下の罰金

三 第一百四十条 第三十万円以下の罰金

四 第一百四十一条 第三十万円以下の罰金

五 第一百四十二条 第三十万円以下の罰金

六 第一百四十三条 第三十万円以下の罰金

七 第一百四十四条 第三十万円以下の罰金

八 第一百四十五条 第三十万円以下の罰金

九 第一百四十六条 第三十万円以下の罰金

一 第一百四十七条 第三十万円以下の罰金

二 第一百四十八条 第三十万円以下の罰金

三 第一百四十九条 第三十万円以下の罰金

四 第一百五十条 第三十万円以下の罰金

五 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

六 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

七 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

八 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

九 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

一 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

二 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

三 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

四 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

五 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

六 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

七 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

八 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

九 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

一 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

二 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

三 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

四 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

五 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

六 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

七 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

八 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

九 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

一 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

二 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

三 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

四 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

五 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

六 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

七 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

八 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

九 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

一 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

二 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

三 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

四 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

五 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

六 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

七 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

八 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

九 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

一 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

二 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

三 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

四 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

五 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

六 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

七 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

八 第一百五十一条 第三十万円以下の罰金

- 1 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律の施行に要する費用で国の負担に係るもののが計上された予算が成立した後でなければならない。

附 則（昭和二十七年三月三一日法律第二
六号）抄

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一
四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てによ

り、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

- り、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手続でのこの法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十号）に同一の法律についての改正規

定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の逐条改正（同法第2条第1項）を経て二回（同法第2条第2項）

- 定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和六年一二月三一日法律第一三〇号）抄
（施行期日）
　この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生日から施行する。ただし、第十条、第十二条及び第十九条の規定は同日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から、第六十二条及び次項の規定はこの法律の公布の日から、第六十六条の規定は昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五一年六月一日法律第六五号）
（施行期日）
　この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日法律第八七号）抄
（施行期日）
　この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄
（施行期日）
　この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）抄
（施行期日）
　この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年六月一二日法律第六七号）
（施行期日）
　この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。（施行の準備手続）

第二条 改正後の植物防疫法（以下「新法」という。）第五条の二第二項（第六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会によるは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前でも、新法第五条の二第一項又は第六条第一項本文若しくは第二項の省令を定めるために開くことができる。

第三条 施行日前に改正前の植物防疫法（以下「旧法」という。）第八条第一項の規定による届

出（同条第四項の規定による通知又は同条第六項の規定による届出を含む。以下「届出等」と

- 出（同条第四項の規定による通知又は同条第六項の規定による届出を含む。以下「届出等」という。）があつた植物については、新法第六条第二項の規定による届出等が適用しない。

第四条 施行日前に届出等があつた植物又は輸入禁止品及び容器包装について旧法第八条第一項、第五项又は第六項の規定による検査を行わされていない場合には、当該届出等は、新法第八条第一項の規定による届出、同条第四項の規定による通知又は同条第六項の規定による届出とみなす。

第五条 施行日前に旧法第八条第一項、第三項、第五項又は第六項の規定により行われた検査で、あつて、施行日前に旧法第九条の規定による命令、处分又は証明がされていないものについては、新法第九条の規定を適用する。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十五条の九第一項に係る部分に係る部（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第十項規定（市町村の合併の特例に関する法律第六十九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。））第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四条、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定

（植物防疫法の一部改正に伴う経過措置）

第八十四条 施行日前に第二百五十四条の規定による改正前の植物防疫法（以下この条において「旧植物防疫法」という。）第十九条第一項の規定によりされた協力命令については、第二百五十四条の規定による改正後の植物防疫法（以下この条において「新植物防疫法」という。）の規定による

この条において「新植物防疫法」という。) 第十九条第一項の規定によりされた指示とみなす。施行日前に旧植物防疫法第二十四条第四項の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際に現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ新植物防疫法第二十四条第四項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第二百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ

2

ればならない事項についてその手続がされてい

ないものとみなして、この法律による改正後の

それぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前においてこの法律による

罰則に関する経過措置

(罰則に関する経過措置)

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に

関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号

に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについ

ては、地方分権を推進する観点から検討を加

え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及

び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう

に規定する第一号法定受託事務等における情報通

信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通

信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、(施行期日)

〇〇号

抄

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

〇〇号)

抄

附 則 (平成一四年一二月二二日法律第一

〇〇号)

抄

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一

〇〇号)

抄

附 則 (平成一七年一二月二二日法律第一

〇〇号)

抄

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一

〇〇号)

抄

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一

〇〇号)

抄

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四

号)

抄

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四

いう。次項において同じ。) を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された総合防除計画は、施行日において新法第二十二条の三の規定により定められ、公表されたものとみなす。

(輸入禁止品の輸入の許可等に関する経過措置)

第七条 施行日前にされたこの法律による改正前の植物防疫法(次項において「旧法」という)第七条第一項ただし書又は第十六条の三第一項ただし書の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第七条第一項ただし書又は第十六条の三第一項ただし書の規定によりされた許可(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた許可を含む。)は、新法第七条第一項ただし書又は第十六条の三第一項ただし書の規定によりされた許可とみなす。

(検疫指定物品の検査に関する経過措置)

第八条 新法第八条第一項の規定は、施行日以後に新法第六条第一項に規定する検疫指定物品を輸入した者について適用する。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日